

国立大学法人大分大学懲戒審査委員会規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）職員懲戒等規程第5条に規定する法人懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関して、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 法人に勤務する職員の懲戒処分について、公正を期するため、学長からの懲戒に係る審査の求めに従い委員会を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長から懲戒に係る審査を求められた職員（以下「審査対象者」という。）の所属する部局の長
- (3) 総務部長
- (4) 法律学の担当教員 1名
- (5) 法人事業所別・部局別職員代表委員会が推薦する者 2名
- (6) その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号委員をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(審査事項)

第5条 委員会は、審査対象者について、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 懲戒に係る被疑行為の事実関係の調査及び確認
 - (2) 懲戒に付することの適否の判定
 - (3) 懲戒に付する場合における処分の種類及び量定の判定
 - (4) その他委員会が必要と認めた事項
- 2 委員会は、審査の過程において、審査対象者以外の職員について前項に定める審査を必要と認めた場合は、速やかに学長に報告しなければならない。
 - 3 委員会は第1項第1号の調査を行うために調査委員会を設置することができる。

(会議の成立等)

第6条 委員会は、委員全員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、委員の3分の2以上の賛成をもって議決する。

(陳述の機会)

第7条 第5条の審査に当たっては、審査対象者へ陳述の機会を与えなければならない。

(関係者の出席)

第8条 委員会が必要と認めた場合は、審査対象者その他関係者の出席を求めて事情を聴取し、又は意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、審査結果について速やかに学長に報告する。

(秘密の厳守)

第10条 審査にあたっては、審査対象者及びその他関係者等の秘密を厳守しなければならない。

(任期)

第11条 委員の任期は、第9条に規定する報告をした日をもって終了する。ただし、報告事項に関して学長から改めて審査を求められた場合にあつては、当該再審査に対する報告をした日をもって終了するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成16年規程第26号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第40号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第75号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。